栄東げんきっ子

≪中学生編≫

第 195 号 2026.11.1 発行
＜編集発行＞
栄東地区まちづくり未来会議
＜問合せ先＞
栄東まちづくりセンター
電話 711-2203

11月20日

さっぽろ子どもの権利の日

札幌市では、すべての子どもが安心して自分らしく成長できる街をめざし、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を定めています。11 月 20 日は「さっぽろ子どもの権利の日」。国連で「子どもの権利条約」が採択されたこの日をきっかけに、子どもが持っている権利を知り、自分のこと、友だちのこと、そして街の未来について考える日です。

札幌こどもの権利

～すべての子どもが大切にされるまちへ～

札幌市は、子どもの権利条約の考え方を大切にし、
子ども一人ひとりの権利が守られ、いきいきと
自分らしく暮らすことができるまちをめざしています。



❶ 生きる権利

命が守られ、もって生まれた力をのびのびと発揮できること。



❷ 育つ権利

勉強したり、遊んだり、休んだり。自分らしく育つことができること。



❸ 守られる権利

いじめや暴力、差別などから守られ、安心してくらすことができること。



❹ 参加する権利

自分の意見を言ったり、いろいろなことに参加したりできること。



子どもには、安心して自分らしく生きる権利があります。

子どもの権利条約とは？

世界のすべての子どもがもつ権利を定めた国際条約です。18歳になるまでのすべての人が権利の主体です。

札幌市の取り組み

- ✓ 子どもが意見を表明しやすいしくみづくり
- ✓ 子どもの参加や学びの機会の充実
- ✓ 困ったときに相談できる体制の整備
- ✓ 関係機関や地域と連携した支援

条例が目指すこと

札幌市では、子どもが安心して自分らしく成長できるまちをつくるため、2008 年に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定しました。背景には、いじめや虐待など、子どもの権利が脅かされる問題や、遊び・体験の機会が減っていることなどがあります。この条例では、子どもを「守られるだけの存在」ではなく、一人の人間、社会の一員として尊重することを大切にしています。

夢をさかせる さっぽろ 子どもの権利 子どもの権利条例があるまち さっぽろ

子どもの声を大切にすることは、未来の札幌を作ること

札幌市では、子どもが自分の思いや考えを伝え、その声をまちづくりに生かすため、さまざまな取組を行っています。その一つが「子ども議会」です。子どもたちが札幌のまちや暮らしについて考え、「もっとこうしたい」「こんな街にしたい」と言う意見や提案を発表します。



自分たちの目線でまちを考え、声を届ける大切な機会です。また、「子どもアシストセンター」では、学校や友だち・家族など、子どもが抱えるさまざまな悩みや困りごとを相談できます。「話を聴いてほしい」と声を上げることも、自分を大切にする大切な権利です。一人ひとりの声は違います。だからこそ、「こんなことを言っても変わらない」と決めつけず、感じたことや考えたことを伝えることに意味があります。

「意見を言うこと」も「助けてほしいと伝えること」も子どもの大切な権利。あなたの「こう思う」「こうしたい」という声が、札幌をよりよいまちに変える一歩になります。

あなたは、どうしたい？

「もっとこうだったらいいのに」「こんな学校や街にしたい」「これは少し困っている」そんなふとした思いもあなたの大切な声です。子どもの権利は誰かに与えてもらうものではなく、一人ひとりが持っているもの。自分の気持ちや考えを伝えること、誰かの声に耳を傾けること、困ったときに助けを求めることも、その大切な権利の一つです。札幌のまちは今もこれからも、そこに暮らす一人ひとりの声によってつくられて行きます。その声が未来を変える最初の一歩になるかもしれません。



栄東地区中学校クラブ紹介

栄町中学校　女子バレーボール部

栄町中学校女子バレーボール部は、３年生 11 名、２年生 12 名、１年生 11 名の計 34 名で活動しています。練習前には個人でその日の目標を決めて一人一人が自分の課題に向き合って練習できるようにしています。

ただバレーボールが上手になるだけでなく、周りを見て自分から動ける選手になることをチーム全体の目標にしています。そのために私たちは普段の学校生活から思いやりをもって行動することを心がけています。

これからも先輩たちの思いを引き継ぎながら、全員が自信をもって積極的に動いていけるように頑張っていきます。



